

Title	環境再生のための制度的インフラストラクチャーとしての環境総合条例制定プロセスの分析：「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の事例から
Author(s)	敷田, 麻実; 新, 広昭
Citation	環境経済・政策学会年報, 10: 118-131
Issue Date	2005-12
Type	Others
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16889
Rights	Copyright (C) 2005 環境経済・政策学会. 敷田麻実, 新広昭, 環境経済・政策学会年報, 10, 2005, pp.118-131.
Description	

環境再生のための
制度的インフラストラクチャーとしての
環境総合条例制定プロセスの分析
——「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の
事例から

敷田麻実
新 広昭

『環境経済・政策学会年報第10号 環境再生』抜刷

2005年12月

環境再生のための制度的インフラストラクチャーとしての環境総合条例制定プロセスの分析

——「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の事例から

敷田麻実……………金沢工業大学情報フロンティア学部

新 広昭……………石川県環境政策課

1 はじめに

里山や水辺などの身近な地域環境は、大規模開発や公共事業、また、地域住民の経済活動によって改変され、以前とは大きく異なってきている。こうした改変は大都市域や地方中核都市で顕著で、都市住民の生活の質低下を招いている。一方、過疎地域では、里山や沿岸域、河川の管理が十分にできず、人がかかわることで維持されてきた空間や生態系の劣化が進んでいる。このように都市域・非都市域にかかわらず自然環境の劣化が進み、その対策が急務である。

しかし、規制型の法律や条例による環境対策は、こうした環境問題には効果を発揮しにくい。また被害者と加害者が分離できない最近の環境問題では、「告発型」の解決手段には限界がある（長谷川，2003）。そのうえ、多くの自治体が対症療法（react-and-cure）型の環境政策体系を持っているので、問題が発生しない限り対策は進められない。

このような状況の中で新たな環境政策の1つとして注目されてきたのが「環境再生」である。宮本（2003）は、公害問題で荒廃した地域を回復させることを21世紀の重要課題ととらえた。また、自然再生推進法の制定などもあり、生物種の絶滅を防ぎ、健全な生態系の回復も重要課題である（鶯谷他，2003）。このように地域再生としての環境再生は今後の重要課題である（寺西，2001）。

しかし、環境再生は「持続可能性のための公共政策」(public policy for sustainability)とも呼べる総合的な政策の推進であり、この仕組みを支える「制度的インフラストラクチャー」としての基本的な法律や条例が必要である。また環境再生を地域で実際に進めるには、行政・NPOなど地域の多様な主体の連携（例として、飯島，2003；呉，2004など）が望まれ、その活動を支援する環境条例や協働条例などの整備が課題である。

そこで本研究では、石川県の「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(2004年4月1日施行，以下，ふるさと環境条例)を対象として、環境再生を支える基本条例の制定プロセスを分析し、環境再生のための都道府県レベルの環境条例という政策決定プロセスの設計や限界に関して議論し、今後の環境再生に有効な示唆を得ることを目的とした。

同条例は、環境に関する知の活用や協働によって積極的に地域の環境問題を解決しようと、石川県が制定した総合的な環境条例である。筆者らは、条例検討のために設置された環境審議会の専門委員会（以下，専門委員会）での体験や記録，また審議プロセスでの委員・行政間のやりとりをもとに、①条例制定のプロセスにはどのような特徴があったか、②政策のアジェンダ（項目）はどのようにして設定されたか、③条例制定プロセスではNPOや研究者、県民の参加はどう設計され、どのように働いたか、④条例案はどのようなプロセスで正当化されていったか、という観点で制定プロセスを分析した。

このような、ほぼ当事者による「観察」では客観性を欠くという批判もあるが、条例制定プロセスの詳細な情報公開には限界があり、特にインフォーマルな交渉を含むプロセスは、やはり当事者でなければ体験や実感できない。条例の制定プロセスに関する研究は京都府の海岸の「禁煙条例」に関する森(2001)の分析などいくつかあるが、外部からのアプローチが多く、その核心を分析できた事例は少ない。そこで今回は、直接・間接的に条例の制定過程にかかわった筆者らによる「プロジェクトエスノグラフィー」(佐藤，2005)として制定プロセスを分析・考察した。

2 先行研究と分析の理論的枠組み

政策形成の分析に関する最近の先行研究の例として、小島(2004)の特定

非営利活動促進法（NPO法）の成立プロセス分析がある。小島は、「キングダムの政策の窓モデル」に野中・竹内の「組織的知識創造モデル」（野中・竹内、1996）の視点を取り入れた「改定・政策の窓モデル」を分析の理論的枠組みとしている。それは、政策形成の3つの流れ（問題・政策・政治）の中で「政策の窓」が開き、流れが合流し政策形成が進んでいくとしたモデルに、知識創造理論を加えたものである。本論文でも、条例を知識ととらえ、その制定プロセスを「知識創造プロセス」と考えた。

しかし、このモデルは関係者（以下、アクター）を固定している点に問題がある。改定・政策の窓モデルでは、議員・官僚・マスメディア・利害関係を持つ団体などのように、ほぼ想定できるアクターに限定している。さらに政策策定プロセスでは、アクター間の「関係性」が重視されなければならないが（高村、2003）、地方公共団体の組織や政策策定プロセスは国とは異なっており、国レベルの政策形成を取り扱った改定・政策の窓モデルをそのまま適用することはできない。

一方、まちづくりなどの地域再生をテーマとした政策策定プロセスの分析として、敷田・森重（2003）が提唱した「地域創造のOPENサーキットモデル」がある。このモデルは、プロセスを繰り返すたびに新たなアクターが参加してくることを前提にしている。そこで、今回のふるさと環境条例の分析では、主に上記のサーキットモデルを利用し、これに政策の窓モデルを組み合わせて分析した。

3 ふるさと環境条例の特徴と制定の背景

本研究で対象としたふるさと環境条例には、今までの自治体環境条例にはない特徴がある。制定プロセス分析の理解のために、条例の特徴と背景を簡単に解説する。

ふるさと環境条例は、内容の「総合性」に特徴がある。ふるさと環境条例は、これまで石川県にあった環境関連の10条例を整理統合したうえで、新たに環境再生や持続可能な社会づくりに関する内容を総合的に含んだ条例である。次に、県民、事業者、NPO、行政等の「協働による環境再生」を多く盛り込んでいる。例えば、里山・森林保全、希少種の保護、地球温暖化防止、地産地消

やグリーンツーリズムの推進、流域に着目した水環境の保全などである。条例には、各主体の役割と協働の考え方も規定している。さらに、「地域環境力向上」の視点の導入である。地域文化、新産業形成、農林漁業支援などを統合した地域ベースの総合環境政策を、「環境に関する知的資産の創造→集積→活用→創造」のサイクルによる「知のマネジメントシステム」で向上させようとしている。このように、ふるさと環境条例は、統合された環境政策による地域の持続可能性の向上を指向し、地域をベースに環境再生を進めるための総合的な条例である。

次に、ふるさと環境条例制定の背景には環境行政の変化の影響がある。各都道府県の環境行政の多くは、①1960年代から1970年代にかけて公害防止条例や自然環境保全条例の制定、②1980年代には、環境汚染や自然破壊の未然防止への取組み、③1990年代の環境基本法（1993年）および環境基本計画（1994年）という国の動きに応じた環境基本条例と環境基本計画の制定という流れに沿ってきた。しかし2000年前後には、三重県や東京都に見られるように積極的な環境政策への転換が起こり、既存の公害防止条例や自然環境保全条例を全面改正し、地球温暖化防止や里山保全などの環境再生を含む条例に「リニューアル」する動きが起こってきた。¹⁾こうした一連の変遷は、国レベルの環境政策や法制度の整備を受けた受動的な環境政策から、独自の環境政策への流れと見ることができる。

ふるさと環境条例もこの影響を受け、国の環境政策を反映した「守りの環境政策」から、地域を主体に環境再生を視野に入れた「攻めの環境政策」のために制定されたと考えられる。

4 条例制定プロセスの分析

ふるさと環境条例制定プロセスは、大きく3ステージに分けることができる。まず第1ステージは、知事による条例制定の発議に始まる「条例制定の発議と総合化の決定」の時期である。第2ステージは、環境審議会に内容が諮問されてから条例の内容が制定されるまでの「コンセプトづくりとアジェンダの設定」の期間、そして第3ステージは、条例案公開から最終案が決定されるまでの「コンセプトとアジェンダの発信と正当化」の時期である。参考までに、以

表1 ふるさと環境条例制定の経過（条例制定にかかわる動き）の概略

年月	内容
2002年6月	環境安全部と県の政策スタッフの協議を経て、知事が石川県議会でふるさと環境条例の制定を表明
2002年9月	県から、石川県環境審議会に「環境総合条例（仮称）の在り方について」を白紙諮問（案提示なし）、専門委員会を設置し、答申案を作成することを決定
2002年12月	専門委員会では、条例のアジェンダ（項目）の設定に向け、県民、事業者、NPO等から50名の参加を得て、条例制定のためのワークショップを開催
2002年10月～ 2003年7月	審議会総会1回、企画部会2回、専門委員会9回の協議により、中間取りまとめ案を作成
2003年8月	環境審議会が「中間取りまとめ」を公表 中間取りまとめに対するパブリックコメントを募集する一方、県内4カ所でタウンミーティングを開催し、県民、事業者、NPO等との意見交換
2003年10月～ 11月	審議会総会1回、企画部会1回、専門委員会1回の協議で答申案を取りまとめ
2003年12月	「環境総合条例（仮称）の在り方について」答申
2004年2月	条例案を県議会上に上程、条例の名称は、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」
2004年4月	「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の一部を除いて施行

上の制定プロセスに関する動きの概略を表1に示す。

4.1 第1ステージ——条例制定の発議と総合化の決定

条例制定への第1ステージは、2002年6月の石川県知事の議会表明に始まる。しかしそれ以前に、「県独自の政策で、県民にアピールできるもの」が欲しいという知事の意向を受け、環境安全部と知事の政策スタッフの間で協議が始まっていた。先進例である三重県の環境条例制定の刺激もあり、独自政策をアピールしたい知事側の強い希望があった。

加えて、最近の環境問題に県条例が効果を発揮しにくくなってきていた。石川県でも環境基本条例（1995年）、環境影響評価条例（1999年）、公害防止条例（1969年）、自然環境保全条例（1973年）などの条例を持っていたが、積極的な環境再生には不十分だった。また石川県の個別事情として、大規模な公害

問題は生じていないが、里山の荒廃や産業廃棄物の不法投棄の増加、閉鎖性水域や河川の水質汚濁などの環境劣化が大きな問題になっていた。そのため、環境再生や持続可能性確保のための制度が必要だった。しかし、こうした問題を総合的に解決できる「総合条例」は他の都道府県にも例がなく、多様な環境政策や規制を1つにまとめることに対して、実際に可能なのか、など環境安全部内には慎重な意見もあった。

環境安全部の「専門家として」の躊躇はあったが、地方分権を表現できることや自治体の構造改革の一環として進めることができること、また知事の積極的な姿勢を環境分野で示すことができるなどを理由に、国の政策に従うのではなく、県レベルで統合された環境政策を進める総合条例が必要だと知事周辺は最終的に判断した。

以上のように環境総合条例制定の第1ステージでは、環境再生などの新政策の必要性に加え、県の環境行政が持っていた課題が背景にあり、それに知事が環境分野を重視する姿勢を示すという政策的判断が加わり、条例制定の動きがスタートした。また、この動きは、法律に明記されていない内容でも地方自治体で条例化しやすくなったことなど、地方分権の促進による地方自治体と国の関係変化によって加速された。²⁾

4.2 第2ステージ——コンセプトづくりとアジェンダの設定

ふるさと環境条例制定の第2ステージは、2002年9月の環境審議会への諮問から2003年7月頃までの時期で、環境安全部内の検討と並行して、「専門委員会」の設置とそこでの協議、そしてワークショップの開催などが進められ、条例のコンセプトづくりとアジェンダの設定が行われた。

この専門委員会は、環境政策を従来から審議していた石川県の環境審議会ではなく、別の場として設けられた。同審議会は、研究者をはじめ、弁護士・事業者団体・労働団体・県議会議員などからなる組織で、「政策調整」の場としての性格が強く、新たな環境政策を専門的に議論するには十分ではないと考えられたからである。

環境安全部が専門委員を選定したが、従来の環境行政の委員会とは異なり、環境科学や生態学の専門家はむしろ少なく、知識科学や経済学、政策科学など

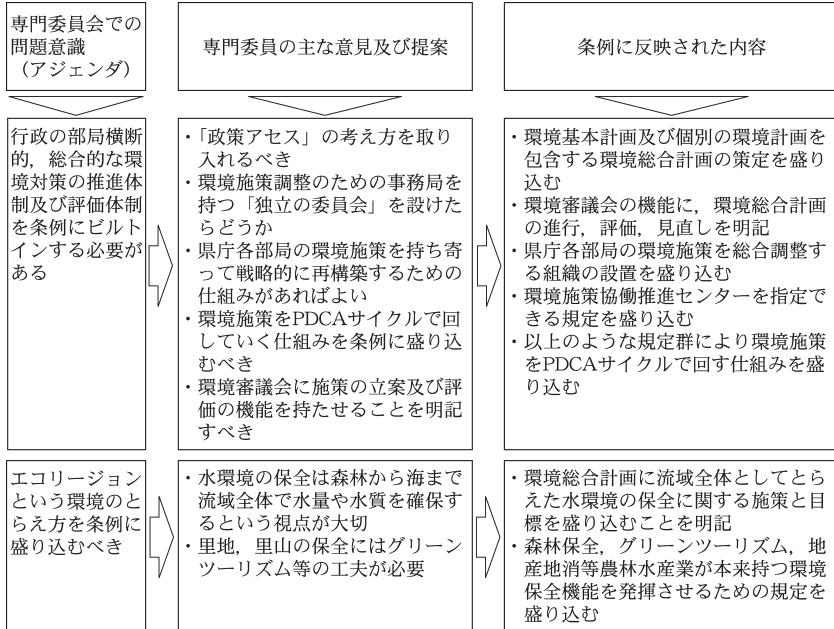
の広い分野から選任したことが特徴である。政策の内容は、専門委員がインプットする知識と行政が用意する知識の「組み合わせから形成」されることを考えれば、この段階で多様な分野の知識を代表する専門委員が参加した効果は大きい。また選任に当たっては、NPO活動など、担当者の日常的、地域的な「かかわり」を通して委員候補がリストアップされた。

専門委員会での具体的な協議は、環境安全部が収集・整理した「環境政策の流れ」に関する資料を基に、専門委員の専門分野の知識から導出されたアジェンダをまとめる形で進んだ。合計9回開催された専門委員会では、具体性に欠ける提案もあったが、部局を超えて実施する「環境政策アセスメント」や独立した「環境政策委員会」設置の提案など、従来の環境条例にはない斬新な内容や建設的な意見が出た。これらの意見・提案は、環境安全部の職員が条例化の可能性を検討したうえで、「中間取りまとめ案」として専門委員会で再検討し、最終案となった（その具体例を図1に示す）。

また、専門委員会の議論の途中で、専門委員と事業者やNPOが参加したワークショップを環境安全部が開催し、専門委員からの提起が、より広い参加の場で「理解」されるかが試された。ワークショップ参加者からは実際にさまざまな意見が出され、アジェンダの設定に関して、環境安全部の職員と専門委員が持つ知識に加えて、ワークショップ参加者の知識も加えられた。このように、環境安全部が持つ知識に加え、専門委員の持つ知識が委員会の場で開示され、ワークショップを通してより広い範囲のアクターの知識が加わったのがこのステージである。しかしこの段階で参加していたアクターは、環境NPO関係者など環境問題に比較的関心が高いアクターに限定されていた。

さらに注目したい点は、参加したアクターたちが持つ知識が、ふるさと環境条例案の策定という場で「表出」されたことである。まず環境安全部が用意した専門委員会という場で、さまざまな分野の「知識の店」が開いた。この「知識の店」とは、それぞれの委員の持つ知識が開示された状態である。このような場がない限り、アクターたちが持つ知識は他のアクターには認識されず、結果的に政策には反映されない。ふるさと環境条例の専門委員会では相互に旧知である委員が多く、比較的自由に発言や意見表明できたと筆者らは感じていた。また、委員選定の際に表出可能な知識の範囲も規定されるが、今回の「知識の

図1 専門委員会で検討されたアジェンダの変遷（代表例）



店」は、担当職員が業務以外の場で持つ個人的なネットワークなど、NPOや研究者と環境安全全部職員との日常的な交流、「インフォーマルなネットワーク」から生み出されたことで、従来の行政の委員会にはない広がりを持った。

またせっかく「店」が開いても、その店同士の持つ知識が互いに認識・共有されない限り、単発の意見表明に終わり、委員相互の知識が組み合わされたダイナミックな「政策」には昇華しない。そのためこのステージでは、多様な知識の店を開くことと、その店同士の知識の共有を図ることが課題だと考えられる。知識の共有プロセスがうまく進んでいくためには、店同士をうまく「ネットワーク化」できるかどうか焦点となる。本条例の場合には、委員と環境安全全部職員のインフォーマルな関係が効果的に働き、専門委員会の場での多様な知識のネットワーク化を加速した。

しかし、こうしたことは、委員会形成に当たる職員の個人的ネットワークや

資質に政策策定プロセスが左右されるというリスクにもつながる。そのため、環境政策にかかわる部署は日常的に広い分野の専門家やキーパーソンと組織的にかかわりを持っていることが重要である。いわゆる「環境問題の専門家」だけでは、多様な分野の知識や専門性が求められる環境再生の検討には無理がある。組織の持つ多様な「つながり」が政策形成の初期には重要だと考えられる。

前述した「政策の窓モデル」でも、政策の窓が開いた際に迅速に問題の流れと政策の流れを融合させ、必要なアクターを動員し、ネットワーク化を図らなければ政策の窓は閉まってしまうと指摘されている。この点では、政策策定プロセスの初期には、地域に「多くの店」が開かれていることはもちろん、政策の窓が開いた時に、目的に向かって店同士がすばやくネットワーク化できるよう、行政職員・NPO・研究者等の日常的な関係づくりが重要である。

4.3 第3ステージ — コンセプトとアジェンダの発信と正当化

第3ステージでは、専門委員会とワークショップの議論で形成された成果が条例の原型として「発信」される。これは、ワークショップでの議論も踏まえ、専門委員会の内部で表出された知識が、環境安全部の担当者との共有³⁾・組み替えによって具体的な形となり、「政策の種」として結晶したことである。そして2003年8月の条例素案「中間とりまとめ」の公表によって、条例のコンセプトとアジェンダが「外部に発信」された。その結果、素案は外部にいるさまざまな主体から「評価」を受けることになる。

しかし、行政組織としての県からの発信の前段階では、いくつかのプロセスがあった。まず、条例素案に盛り込むアジェンダの決定には、それが評価を得て正当化されるかどうか、実際に運用可能かどうかといった観点から環境安全部内で「調整」が図られた。また県議会では、ふるさと環境条例に関して、2002年6月議会から2003年12月議会までに合計13回の質問があり、アジェンダの設定等についての提案も出された。

専門委員会の上位に位置する環境審議会でも同様なプロセスが展開する。環境審議会の構成メンバーが新たなアクターとして評価・検討に加わった。そして条例案は環境審議会での修正を経て、正当化されたうえで、行政の舞台から外部に向けて発信される。それは、パブリックコメントの募集とタウンミーテ

ィングの開催に該当する、「発信と評価」プロセスである。

パブリックコメントでは、合計45件の意見が出され、タウンミーティングには162名が参加し、83件の意見が表明された。ここでは、第2ステージのアクター以外の外部者が登場している。彼らはその「場」に参加することで、条例という政策創出の場に加わった。そして、それまでに表出されている知識（条例素案）に、それぞれが持つ「知識」を加えた。それは内部からの「発信」によって、条例素案が外部者に伝わり、それに賛同した外部者が新たな知識を追加したと考えることができる。

こうして「新たに開いた店」、つまり新たな知識は、環境安全部によって一部が条例案に反映され、中間取りまとめ案を修正して、2003年12月に条例案として環境審議会から知事に答申された。そして答申が出された後、環境安全部が中心となって条文化し、2004年2月の県議会で審議のうえ、3月に公布された。

以上の第3ステージでは、第2ステージに登場したアクターたちによって表出された知識を再編集して創り出した条例素案、「中間取りまとめ」を、外部に向けて発信した。そして第2ステージでは外部者であったアクターたちが条例案に関心を持ち、(批判的なものも含め)評価したことで、さらに新たな知識を加えて修正された。

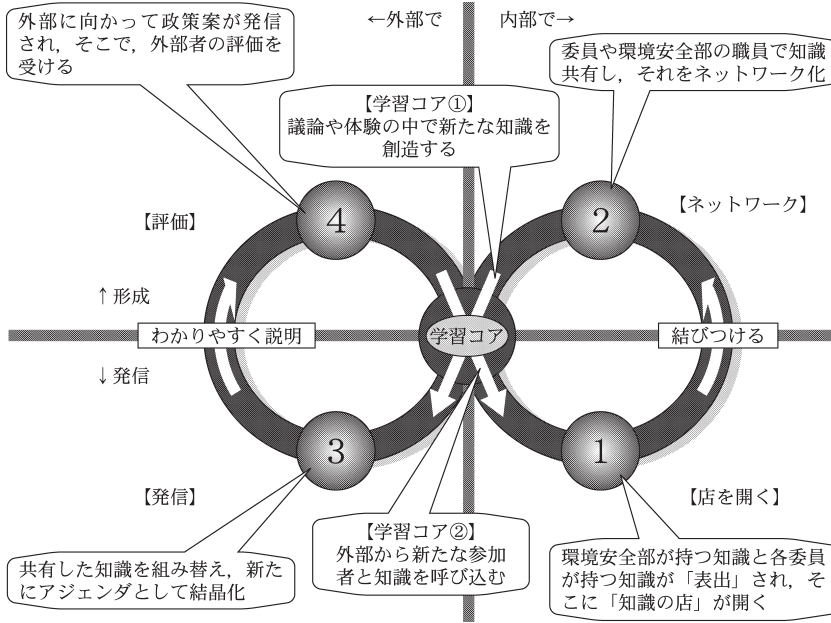
このように、ふるさと環境条例の制定では、段階ごとに知識が編集されて政策案として「結晶化」し、そこにまた新たな知識が加わることを繰り返すことで、県民に受け入れられる政策になっていくプロセスがあったと考えられる。

5 ふるさと環境条例の政策策定プロセス

ふるさと環境条例の政策策定プロセスで「知識」とアクターの果たす役割に注目すると、次のようなモデルを描くことができる。なおモデルを描くに当たっては、前述した敷田らのOPENサーキットモデル（敷田・森重，2003）を参考にした。

そのプロセスを図2に示す。まず、前述の第2ステージでは、環境安全部が創り出した専門員会の「場」で、環境安全部が持つ知識と各委員が持つ知識が「表出」され、そこに「知識の店」が開いた（図2の1）。この知識は9回にわ

図2 ふるさと環境条例制定プロセスのモデル



(出所) 敷田・森重 (2003) を参考に作成。

たる専門委員会の議論の中で委員や環境安全部の職員によって共有され、またその知識同士を結びつけるネットワーク化が進む (図2の2)。そのうえで、政策となる知識に変換するために、共有した知識を組み替え、アジェンダとして結晶化させた (図2の3)。そのアジェンダは、専門委員会の議論の途中で県民参加のワークショップで外部に向かって発信され、そこで外部者の評価を受けた (図2の4)。

さらに、ワークショップによって新たな知識を組み入れて (図2の1、2と同じプロセスの繰り返し)、条例素案として条例のコンセプトとアジェンダが「外部に発信」された (図2の3、4と同じプロセス)。この場合の外部とは、環境審議会や議会であり、その結果、再び「評価」を受け修正される。このプロセスでは新たな知識の添加よりも修正が多くなり、また新たな知識の添加が目的ではなく、むしろ「正当化」が目的になる。

そして、条例素案は内部で正当化されたうえで、行政の舞台からパブリックコメントの募集とタウンミーティングの開催、さらに外部に向けた発信につながった。そこでは、第2ステージのアクター以外の外部者が参加し、それまでに表出されている知識（条例素案）にさらに新たな「知識」が加わることになった。

以上のように、内部での知識の表出とそのネットワーク化、そしてそれを集約した成果としての条例素案などの発信、それによる新たな知識の参加・追加を繰り返すことで、ふるさと環境条例は形成された。

6 結論

本稿では、環境再生のためのインフラストラクチャーとしてのふるさと環境条例の制定プロセスを「知識の活用・創出」に注目して分析した。また条例は知識であり、条例制定プロセスは「知識創造プロセス」であるととらえ、内部での知識の店開き、内部での知識のネットワーク形成と知識の共有、外部への知識の発信、外部での知識の正当化という「OPEN サーキットモデル」で説明した。

このようなプロセスが促進されるためには、①地域に環境保全に関する知識を持つ「多様な店」（行政職員、研究者、NPO、事業者、県民等）が存在すること、②政策の窓が開いた際に、多様な知識の店が参加する場が行政によって確保されること、③それらの知識の店のネットワークが速やかに形成されること、④知識を編集して創り出した条例の素案などの政策がわかりやすく発信されて、外部者が評価する機会を保証していること、などが重要だと考えられる。

地方自治体では、これまでの「環境問題解決型の政策」から「環境再生型の政策」への転換が求められている。その際には行政や一部の専門家の持つ知識に依存しない、多様な知識を活用するダイナミックな政策策定プロセスが必要とされるだろう。そのためには知識創造という「プロセスの設計」が重要である。

本稿ではその一例として、石川県のふるさと環境条例制定のプロセスを連続的な知識創造だととらえ、環境再生の基盤となる総合条例づくりに関するプロセスモデルとして示した。本稿の含意が今後の自治体の環境総合条例制定や政

策策定プロセスへの示唆になることを期待したい。

〔注〕

- 1) 例えば、東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（2000年12月）、埼玉県生活環境保全条例（2001年7月）、三重県生活環境の保全に関する条例（2001年3月）、三重県自然環境保全条例（2003年3月）、などが制定されている。
- 2) 最近の「三位一体改革」に象徴されるように、地方分権の進行で法や補助金のコントロールではなく、自治体の自己決定に基づく公共政策の提供が可能になってきた。例えば、本条例で規定した内容によって、国レベルで管轄が異なる生活排水処理施設関係の施策を一元的に実施する「水環境創造課」を石川県は2005年4月に設置した。
- 3) 専門委員会委員や環境安全部職員の間で知識を「共有」した方法としては、①毎回の議事録を次の委員会までに委員および職員に配布したこと、②委員長が委員会の冒頭に前回の議論を総括し、委員および職員に確認を取ったこと、③委員が随時、意見、質問、提案を事務局に提出し、それを担当職員が検討した結果を委員会で再度議論したこと、④委員だけの検討ではなく、プロジェクトチームのように、職員も議論に参加したことなどがあげられる。

〔参考文献〕

- 飯島博（2003）『市民型公共事業 霞ヶ浦アサザプロジェクト よみがえれアサザ咲く水辺——霞ヶ浦からの挑戦』淡海文化振興財団。
- 小島廣光（2004）『政策形成とNPO法——問題、政策、そして政治』有斐閣。
- 呉尚浩（2004）「多様な主体の協働による環境公益活動について——庄内海岸林保全と飛鳥漂着ゴミクリーンアップの2事例から」『公益学研究』Vol.4, No.1, pp.114-126。
- 佐藤寛（2005）「援助におけるエンパワーメント概念の含意」『援助とエンパワーメント——能力開発と社会環境変化の組み合わせ』pp.3-24。
- 敷田麻実・森重昌之（2003）「公共事業の戦略的活用と地域の環境保全——北海道黒松内町における持続可能な地域振興と政策策定プロセスの検証」環境経済・政策学会編『公共事業と環境保全——環境経済・政策学会年報』第8号。
- 高村義晴（2003）『地方自治体の公共意思決定——実践のプロセス志向』日本経済評論社。
- 寺西俊一（2001）『『環境再生』のための総合的な政策研究をめざして』『環境と公害』Vol.31, No.1, pp.2-6。
- 野中郁次郎・竹内弘高（1996）『知識創造企業』東洋経済新報社。
- 長谷川公一（2003）「政策形成と環境運動のダイナミズム」『環境と公害』Vol.33, No.1, pp.10-16。
- 宮本憲一（2003）「日本における環境運動の政策形成」『環境と公害』Vol.33, No.1, pp.2-9。
- 森道哉（2001）「第9章『環境保全型』政策の形成過程——網野町における『鳴き砂』保護

の条例化」『丹後地域文化オープンカレッジ』古今書院，pp.191-215.
鷺谷いづみ・草刈秀紀編（2003）『自然再生事業——生物多様性の回復をめざして』築地書館。